

平成27年12月定例会 経済委員会（付託）

平成27年12月9日（水）

[委員会の概要 労働委員会関係]

岡委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

これより、労働委員会関係の調査を行います。

労働委員会関係の付託議案はありませんが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

原内労働委員会事務局長

報告事項はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

岡委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岡田委員

9月の付託委員会のときに、労働委員会のPRというか、もっと相談しやすい環境を宣伝、広報してくださいということで質問させていただきました。いろいろと取組を紹介していただいたんですけど、実際、その後、どういうふうな経過があって、相談件数が増えたかを含めて、お伺いしたいと思います。

船田調整課長

当委員会で行いましたPR活動等についての御質問でございます。

前回9月の付託委員会で、計画ということで説明させていただきましたが、今回、実績あるいは今後、計画しているものについて報告させていただきたいと思っております。

まず、10月が「個別労働紛争処理制度」周知月間ということで、集中的にPRを行いました。それについて説明させていただきますと、まず、啓発活動といたしまして、10月早々の2日に、当労働委員会の会長がFMラジオに出演いたしまして、周知月間のPRを行いました。次いで、8日には徳島駅前労働委員によりまして、街頭啓発ということで、駅周辺の通行客の方にPRいたしました。

次に、出前講座ということで、これから就職を迎える学生・生徒さん、あるいはアルバイトをしている学生さんに労働法の基礎知識を身に付けてもらうということで、出前講座を開催いたしました。10月に2校、11月に2校、これまで計4校で開催しております。具体的に申し上げますと、10月19日に徳島工業短期大学、27日に四国大学、11月18日に鳴門渦潮高校、24日に徳島文理大学で開催いたしました。12月以降3月末までに、5高等学校

で開催する予定としております。その後は未定ですけれども、今後、専修学校などにも対象を広げて実施したいと考えておまして、現在、当労働委員会のホームページで募集をかけているところがございます。

次に、労働相談会の実施でございます。まず、県庁で定例的に毎週木曜日、昼間に実施しております専門相談を今年、初めての試みとしまして10月に夜間6時から8時までの2時間、2回実施いたしました。それと、出張労働相談会を、日曜日を利用いたしまして、県南部の阿南市、県西部の美馬市で実施いたしました。この労働相談会の今後の予定なんですけれども、初めての取組としまして、12月13日にシビックセンターで社会保険労務士会あるいは徳島労働局等の方々と、合同労働相談会を実施する予定としております。それぞれ労働相談は行っているんですけれども、労働相談の内容に関しまして、やはり得意分野といいますか、よりふさわしい所に今現在でも連携して案内を回したりしているんですけれども、それを一堂に会した取組をしようと考えております。

それと、一般的な広報の話なんですけれども、新聞、ケーブルテレビ、あるいはパンフレット、チラシ等を配布しているんですけれども、一番目に付くのがチラシ、ステッカーの類いです。常時、掲示されていることで、大きな役割を果たすのではないかと考えているんですけれども、これまで公共施設、関係機関、あるいは量販店等に設置していただいていたんですけれども、この期間を機に拡大いたしまして、チラシについては量販店、コンビニを含め4企業、ステッカーについても4企業、ポスターについて2企業に設置いただいたというところがございます。

岡田委員

10月をきっかけに、各高校であつたり街頭であつたり、また、PRの方法も協力してくれる企業を増やしてということで取組が進んでいるようなので、その流れを止めることなく、是非、参加企業が4企業だけでなく、西も南も関係なく働く方は県内全域にいらっしゃいますので、ポスターは、県内の企業に行ったら見掛けるというような状況になるように、できるだけ取組を進めていただきたい。相談拡大を進めていく上で、通年、同じ対象者というわけではなく毎年変えてもいいと思うんですけど、逆にテーマを決められて集中的な取組として、いろんなキャンペーンをしてほしい。

それと、先ほどおっしゃっていたステッカーの部分で、DV防止のために、女性の目に付くようにということで、女性のトイレであつたり女性の立ち寄る場所、美容院であつたりと、窓口がありますよという広報をしてほしい。若年者の高校生なら高校にポスターを貼らせてもらうということも考えて、高校生を若い就労者として捉えて取り組む。

また、今、女性の活躍が言われていますし、9月の委員会にはマタハラ、セクハラ、パワハラの話を見せてもらったんですけれども、実際、女性の方の就労率も上がってくるというのが今の日本の社会の中にありますから、女性に対してどのようにアプローチしていくのかという戦略を考えて、労働局へも、労働委員会が歩み寄ってほしい。また、働く人も、手軽にというか、自分たちが相談に行くところがあるんだという認識を持っていただけるような、歩み寄りの関係を今後も深めてほしいと思うので、更に展開を進めてもらい

たいと思います。

特に、高校へ出前講座で行かれたという話なんですけど、高校生はこれから労働者、納税者として日本の社会を支えていく宝物ですから、その子たちに、働くことの意義と働く人の権利という部分を、きちんとお伝えすることは、今後の日本の社会にとって非常に重要なことだと思います。是非、そのあたりも踏まえて、今後のPR及び相談窓口が身近にあるということを重ねてお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

原内労働委員会事務局長

岡田委員から、更に女性と若い人にも拡大していくよう、PRに努めてほしいという御意見でございました。

労働委員会では、やはりできるだけ多くの人に知っていただいて、そして今、大学生、高校生でこれから社会に出る人、もうアルバイトという形で労働している人にも、制度はこうなっている、あるいは、もし労働問題、トラブルがありましたらいつでも相談に来てくださいという形で、出前講座でも話をさせていただいております。

これからもしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

岡田委員

是非、お願いしたいと思います。

先ほど若い人と女性と言いましたけど、これから、シニア世代の方にもいろいろな形で、やはり労働者としてのパワーと言いますか、力を借りていかないと、なかなか高齢化社会の中の労働人口が確保できないので、さきに言ったように、ある程度テーマを決めて、それぞれの世代に深く届くように。そしてまた、安心して働くためにという部分で、こういうふうな制度がありますよと。特に、労務士さんの話では、子育てのときの育児休暇とかそういうのは、ものすごく情報を持っておられるので、逆に言うと、その労務士さんの情報などを、ここに行ったら聞けますよと、相談内容として特別にそういうふうなテーマを決めて、していただく時期があってもいいのかなと思います。

いろいろと今後の取組として、是非、県民の人たちが、働くことに迷ったらここに行ったらいいよと思っただけのように。また、気軽に立ち寄ってもらって、次の相談窓口を紹介してくださるというのでも十分結構だと思うので、まずは、ここに来てくださいという場所を是非つくっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

山田委員

私のほうからも、端的に聞いておきたいと思っております。

今も岡田委員から質問があった件なんですけれども、この出前講座等々は、一体どれくらいの参加者で、仮に意見交換があったら、どんな意見が出たのか。この前の船田課長の話で、特に学生さんについては、今も話があったブラックバイトの問題等々も啓発に入りたいというふうなことも言われていたので、その辺のことも含めてお知らせいただきたい

というのが1点。

2点目に、夜間の巡回相談、専門相談、あるいは日曜日の出張労働相談。これも一体どういうふうな人数が参加されて、どういう中身が主に議論されたのかということについても教えていただけますか。

船田調整課長

ただいま山田委員から、出前講座の反応と言いますか、結果と、夜間専門相談及び出張労働相談の件数及び内容という御質問でございます。

まず、出前講座でございますが、参加人数は、徳島工業短期大学におきましては、1年生が56名でした。四国大学では四年制の1年生が130名、鳴門渦潮高校では3年生が200名、徳島文理大学では短期大学部の1年生32名でございます。

実施後にアンケートをとったわけでございますけれども、何点か申し上げますと、出前講座の内容を「よく理解できた」あるいは「大体理解できた」と答えられた方が、少ないところで74.5%、多いところで89.8%ございました。次に「自分の就職を考える上で、とても参考になった」「やや参考になった」と答えられたのが82.5%から94.9%でした。今後、労働トラブルで困ったときに労働委員会を「利用してみたい」「どちらかといえば利用してみたい」と答えられたのが69.0%から90.6%ということで、おおむね一定の肯定的な評価をいただけたのではないかと考えております。

あと、個別の感想も書いてもらっていたんですけども、主なところを申し上げますと、「働くときは、いろいろな権利や保障によって守られていることがよくわかった。それに見合うだけの義務があることを自覚し、しっかりと働きたいと思う」、「社会に出たときに必要な常識やマナーをしっかりと身に付けようと思う。また、働く上で知っておかなければならない知識ばかりでとても勉強になった」、「労働問題は正社員だけではなくアルバイトやパートにも関係しているので、自分のためになった」というふうな、今後、就職を迎える学生の気持ち、あるいは現在、アルバイトをしている方の気持ちというのが、これで読み取れるのではないかと。そういう意味でも、非常に役に立っているという評価をいただいたというふうに考えております。

続きまして、夜間の相談でございます。これは2日行ったんですけども、相談件数は2件でした。1回目は2名だったんですけど、残念ながら、2回目は相談者はございませんでした。初めてだったんですけど、非常に残念な結果に終わりました。

出張労働相談に関しましては、阿南市が2名で美馬市が3名でした。内容につきましては、申し訳ありませんが、この場で内容の紹介は控えさせていただきたいと思っております。

山田委員

特に今、この9月11日に衆議院の本会議で、青少年の雇用の推進等に関する法律、若者雇用促進法が成立いたしました。これは全会一致で成立したわけですけども、それだけに若者の、特にブラック企業やブラックバイトを根絶するというふうなことも、この中に含まれているわけで、非常に重要な役割を担っているんですね。若者の中に、先ほどの大

学あるいは高校生が当然、入っているふうに思うのですけれども。そういうことも含めて、このブラックバイトの相談件数、前、8月末の現状を、パワハラも含めて、そういうことが一番多くなっていると岡田委員への報告でいただきましたけれども、その後の数字も含めて、今、直近の数字でどういうふうなことになっているのか。また、その中にブラックバイト的な相談件数もあるのかということについても聞いておきたい。

船田調整課長

現在の相談状況についての御質問でございます。

11月末現在の数字で申し上げます。相談総件数が170件となっております。これは前年度、平成26年度11月末が120件でしたので50件多くなっております。相談項目に関しては、複数回答になるので合計は170件を超えますけれども、一番多いのが、前回の9月の付託委員会で申し上げたのと同様、やはりパワハラ・嫌がらせの関係が一番多く31件でございます。次に多いのが賃金未払の関係で26件、解雇の関係が24件ということで、解雇・賃金未払は従前からずっと多いんですけれども、昨年初めて一番多くなったパワハラ・嫌がらせが、今年度もやはり一番多い状況が続いているという状況でございます。

委員がおっしゃいましたブラックバイトの関係なんですけれども、統計上、ブラックバイトというものを抜き出すことは、ちょっとできません。

あと、労働相談で、これは相談簿を見た印象なんですけれども、バイトをしている方からの相談というのはなかったように記憶してございます。

山田委員

先ほど、若者雇用促進法というのができたと言いました。そういう中での労働相談で、全国的な声をいろいろと調べてみたら、土日とか夜間に出前相談をしますよね。しかし、そこで相談に乗るけれども、例えば監督署に申告する場合は、もう一回、平日に来てもらわないといけないということになりまして、全国的にも、ここの点のワンストップ化、先ほど12月13日は労働局も入れてという格好になっておりますけれども、やはりそういう取組が非常に重要になってくると思うんです。

若い人たちにとっては、夜間なり日曜日は出ていけるけれども、仕事を休んでまでという状況もありますので、それはもう要望だけにとどめておきますので、是非とも、その辺も考慮していただいて、今後、当たって行ってほしいと思います。

岡委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、労働委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（10時53分）